

神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者及び施設の負担軽減を図るため、市内に所在する民間の認定こども園、保育所（園）、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業（以下、「認定こども園等」という。）において、使用済みおむつの処理にかかる補助金等を交付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業等の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、認定こども園等を運営する事業者のうち0歳児、1歳児または2歳児の定員設定があり、使用済みおむつを施設で処理する民間事業者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助事業等の対象となる経費は、使用済みおむつを認定こども園等で処理するために必要な経費とする。

(補助金等の額)

第4条 補助金等の額は、予算の範囲内において、補助事業者に10月1日時点の支給認定を受けた0歳児、1歳児または2歳児の在籍人数に300円を乗じた額を上限月額として交付できるものとする。

2 10月2日以降に認可された施設については、認可日の0歳児、1歳児または2歳児の在籍人数に300円を乗じた額を上限月額として交付できるものとする。

3 0歳児、1歳児または2歳児とは、年度の初日の前日における満年齢によるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者は、神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、第4条第1項に定める日の月末までに行わなければならない。ただし、当該申請を行わなかったことについて特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知

するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等不交付決定通知書（様式第3号）をもって申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金等の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

（実績報告書の提出）

第7条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

- (1) 神戸市おむつ処理費用補助事業等実績報告書（様式第4号）

（交付額の確定）

第8条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 神戸市おむつ処理費用補助事業補助金額等確定通知書（様式第5号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金等の請求）

第9条 第6条第1項により神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等交付決定通知書（様式第2号）による通知を受けた者は、補助金等の交付を受けようとするときは、神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等交付請求書（様式第6号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を神戸市おむつ処理費用補助事業補助金等交付決定取消通知書（様式第7号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日より施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。